平成 28 年 1 月 21 日

特別資料 No.380　台湾　新化学物質の登録・登記管理関連法規及び関連資料

正誤表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行</th><th>誤</th><th>正</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td>下 11</td><td rowspan="4">分離可能である物質の安定性に影響しないか、又はその組成構造を改変しない</td><td rowspan="4">分離可能である物質の安定性に影響しないか、又はその組成構造を改変する*</td></tr>
<tr><td>51</td><td>条文下 24</td></tr>
<tr><td>113</td><td>上 12</td></tr>
<tr><td>132</td><td>条文下 22</td></tr>
<tr><td>30</td><td>備考 1</td><td>1. 登録人の身分の別が「代理人」である場合は、「委託者」の会社の正式名称、国の別及び会社の住所を記入することが必須である。</td><td>1. 登録人の身分の別が「代理人」である場合※は、「委託者」の会社の正式名称、国の別及び会社の住所を記入することが必須である。
※JETOC 注：本弁法第 2 条によると、登録人は代理人に委託して登録を申請することができると記載されている。登録人の身分の別に代理人が含まれるという説明は、本弁法第 2 条の記載に合っていないと思われる。</td></tr>
<tr><td>36</td><td>表 2</td><td>案件番号（システムが産出）</td><td>案件番号</td></tr>
<tr><td>36</td><td>表 5</td><td>□製造者　□輸入者　□代理人</td><td>□製造者　□輸入者</td></tr>
<tr><td>36</td><td>表 21</td><td>委託人情報（登録人身分が代理人である場合、この委託人情報に記入されたい</td><td>代理人情報</td></tr>
<tr><td>36</td><td>表 30</td><td>委託人連絡情報</td><td>代理人連絡情報</td></tr>
</table>

* JETOC 注：本来意図した意味は、新化学物質及び既有化学物質資料登録弁法英文版の「without affecting the stability of the substance or changing its composition」と思われるので、必要な場合、当局に確認していただきたい。なお、登録弁法英文版は環境保護署のウェブ（http://tcscachemreg.epa.gov.tw/Epareg/content/login/DownloadList.aspx）に掲載されているので参考にされたい。

2. 登録弁法関連申請表、通知表、他

化学物質資料登録申請表

申請類別	□既有化学物質登録　□新化学物質登録		
案件番号		申請日時	
基本資料			
登録人情報			
身分の区別	□製造者　　□輸入者		
会社名称			
会社住所			
メールアドレス			
負責人姓名			
工商登記証番号			
営利事業統一コード番号			
身分証字号（番号）（自然人用）			
会社電話番号（代表番号）			
会社 FAX 番号（代表番号）			
連絡人情報			
連絡人姓名			
連絡人住所			
連絡人電話番号			
連絡人メールアドレス			
連絡人 FAX 番号			
代理人情報			
姓名			
会社名称			
会社住所			
メールアドレス			
工商登記証番号			
営利事業統一コード番号			
会社電話番号（代表番号）			
会社 FAX 番号（代表番号）			
代理人連絡情報			
連絡人姓名			
連絡人住所			
連絡人電話番号			
連絡人メールアドレス			
連絡人 FAX 番号			
物質識別情報			
ケミカルアブストラクツサービス登録番号（CAS No.）			

化学物質の中文名称	
化学物質の英文名称 □CAS 名称□IUPAC 名称	
その他の化学物質名称	
既有化学物質リストに既に収載されているか	□はい　□いいえ　（CSNN 既有化学物質リストに収載されていることに基づく）

登録級別	
□CMR 物質に属する □一般化学物質 □ポリマー □製品及び製造工程研究開発用途 □科学研究開発用途 □限定場所中間体 □低懸念ポリマー	□年製造量又は年輸入量 100 キロ未満 □年製造量又は年輸入量 100 キロ以上 1 トン未満 □年製造量又は年輸入量 1 トン以上 10 トン未満 □年製造量又は年輸入量 10 トン以上 100 トン未満 □年製造量又は年輸入量 100 トン以上 1000 トン未満 □年製造量又は年輸入量 1000 トン以上

登録審査費

項目			金額（新台幣）
□既有化学物質	□第一階段		100 元
	□標準登録		50,000 元
□低懸念ポリマー事前審査認定			1,000 元
□新化学物質	□少量登録		2,000 元
	□簡易登録		20,000 元
	標準登録	□第 1 級 □第 2 級 □第 3 級 □第 4 級	50,000 元
登録人：□中小企業　□学術機構　（証明文書を添付されたい）は 75%とする優遇を享有する			

※毒性化学物質取扱申請及び化学物質資料登録費用徴収標準第 5 条第 3 項の規定に基づき、登録人が学術機構又は中小企業発展条例で定める中小企業である場合、既有化学物質の標準登録又は新化学物質標準、簡易、少量登録を申請する際の当該項目の審査費用 75%のみを徴収する。

※中小企業発展条例第 2 条の定義[※1]に基づき、中小企業とは法に基づく会社登記又は商業登記を処理するとともに、以下の基準に合致する事業を指す：

1. 製造業、建設業、鉱業及び土石採取業で、払込資本額が新台幣 8000 万元以下である場合。
2. 前款の規定以外のその他の業種で、前年の売上額が新台幣 1 億元以下である場合。

各機関は支援業務の性質に基づき、当該特定業務事項について、常に雇用している従業員が以下の中小企業認定基準である場合、前項規定の制限を受けないことができる：

1. 製造業、建設業、鉱業及び土石採取業で、常に雇用している従業員が 200 人に満たない場合。
2. 前款の規定以外のその他の業種で、常に雇用している従業員数が 100 人に満たない場合。

※1 JETOC注：中小企業発展条例第2条「本条で称する中小企業とは、法に基づく会社又は商業登記を処理し、中小企業認定標準に合致する事業を指す。前項の認定標準は、中央主管機関によって事業種類、資本額、売上額、常に雇用されている従業員数等に応じて立案され、定期的に行政院に報告申請し、これを審査決定する。その他の機関が中小企業への支援業務を処理するために、業務の必要性があれば、別の標準を定め支援対象を緩和することができる。」と記載されている。

資料秘密保持申請費		
□はい　□いいえ　申請登録秘密保持		
項目	金額（新台幣）	
1. 登録人資料	□12,500	
2. 化学物質識別資料	□12,500	
3. 化学物質製造又は輸入情報	□12,500	
4. 化学物質用途情報	□12,500	
総計		
新化学物質及び既有化学物質登録文書の変更審査費		
項目	金額（新台幣）	
□少量	500	
□簡易	1000	
□標準	1500	
□登録人基本資料の変更のみ	無料	
新化学物質登録文書の延長審査費		
項目	金額（新台幣）	
□少量	1000	
□簡易	2000	
登録人署名捺印		代理人署名捺印
（登録人は会社法人機構の大小の印章とする）		

付注:

1.詳細な化学物質登録関連費用の納付情報は、登録プラットフォームの納付費用情報ページを参考にされたい。

2.為替手形又は小切手は当申請表と一緒に郵送されたい。代金受取人は：行政院環境保護署と注記されたい。

3.関連する疑問がある場合は本センター問い合わせ（電話：02-2314-2000）での電話照会を歓迎する。